

一般社団法人 全国公正取引協議会連合会 編

景品表示法関係法令集
(令和四年版)

【目次】

景品表示法関係法令集（令和四年版）

内容 令和四年三月末日現在

第一章 景品表示法

頁

- 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律一三四号）……………一
- 不当景品類及び不当表示防止法施行令（平成二一年政令二一八号）……………二五
- 不当景品類及び不当表示防止法施行規則（平成二二八年内閣府令六号）……………三五
- 事業者が講ずべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針（平成二六年内閣府告示二七六号）……………六五
- 不当景品類及び不当表示防止法第八条（課徴金納付命令の基本的要件）に関する考え方（平成二八年一月二九日消費者庁）……………七七

第二章 景品類及び表示の指定関係

- 不当景品類及び不当表示防止法第二条の規定により景品類及び表示を指定する件（昭和三十七年公取委告示三号）……………一〇五
- 景品類等の指定の告示の運用基準について（昭和五二年公取委事務局長通達七号）……………一〇七
- 景品類の価額の算定基準について（昭和五三年公取委事務局長通達九号）……………一二二
- ある商品の購入者に対し同一の商品を付加して提供する場合の不当な表示及び不当販売について（通知 昭和六三年公取指八三号）……………一二三
- オンラインゲームの「コンプガチャ」と景品表示法の景品規制について（平成二四年五月一八日消費者庁）……………一二五

第二章 景品関係

(一) 一般懸賞・共同懸賞)

◎懸賞による景品類の提供に関する事項の制限
(昭和五二年公取委告示二二号)……………一三二

○「懸賞による景品類の提供に関する事項の制限」
の運用基準(平成二四年消費者庁長官通達一七号)……………一三三

(総付景品)

◎一般消費者に対する景品類の提供に関する事項
の制限(昭和五二年公取委告示五号)……………一二七

○「一般消費者に対する景品類の提供に関する事
項の制限」の運用基準について(昭和五二年公

取委事務局長通達六号)……………一二八

(業種別告示)

〈新聞業〉

◎新聞業における景品類の提供に関する事項の制
限(平成一〇年公取委告示五号)……………一三一

・新聞販売の正常化について(要望 昭和五七年
公取取八三二二号)……………一三三

・新聞発行業における不当な景品類の提供につい
て(要望 昭和五八年公取監二九六号)……………一三五

・新聞販売正常化に関する要望(要望 昭和五九
年公取取六九九号)……………一三六

〈雑誌業〉

◎雑誌業における景品類の提供に関する事項の制
限(平成四年公取委告示三号)……………一三八

〈不動産業〉

◎不動産業における一般消費者に対する景品類の
提供に関する事項の制限(平成九年公取委告示
三七号)……………一四〇

〈医療用医薬品等〉

◎医療用医薬品業、医療機器業及び衛生検査所業
における景品類の提供に関する事項の制限(平
成九年公取委告示五四号)……………一四一

〈その他〉

・商店街の年末売出しについて(要望 昭和四二
年公取景一一三三三号)……………一四三

○インターネット上で行われる懸賞企画の取扱い
について(平成一三年四月二六日公取委)……………一四四

・会員募集に際しての景品提供について(回答
平成一四年三月二九日公取委)……………一四六

・雑誌購入者に対する景品提供について(回答
平成一四年七月二六日公取委)……………一四七

・雑誌に掲載されたクーポン券持参者に対する景
品提供について(回答 平成一五年二月六日公
取委)……………一四八

○地方公共団体等の行う博覧会又は展覧会における懸賞について（通知 昭和四八年公取指三三五号）……………	一五一
○輸入品バザール等における懸賞の取扱いについて（通知 昭和六一年公取指三九号）……………	一五二
○「輸入品バザール等における懸賞の取扱いについて」の考え方（通知 昭和六一年公取指四三三号）……………	一五三
・初売等の一般消費者に対する景品類の提供の取扱いについて（回答 昭和五二年公取指六九三号）……………	一五五
・化粧品業界における景品類の提供について（回答 昭和五二年公取指九六五号）……………	一五六
（参考）	
（オープン懸賞）	
○広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不正な取引方法（昭和四六年公取委告示三四号）（平成一八年四月二七日廃止）……………	一五七
○広告においてくじの方法等による経済上の利益の提供を申し出る場合の不正な取引方法の指定に関する運用について（昭和四六年公取委事務局長通達五号）（平成一八年四月二七日廃止）……………	一五九

（教科書業指定告示）	
○教科書業における特定の不正な取引方法（昭和三一年公取委告示五号）（平成一八年六月六日廃止）……………	一六一
・教科書業界における白表紙献本について（回答 昭和四〇年公取取三三四号）（平成一八年六月六日廃止）……………	一六二

第四章 表示関係

（法五条三号の指定告示）

〈原産国〉

○商品の原産国に関する不当な表示（昭和四八年公取委告示三四号）……………	一六三
○「商品の原産国に関する不当な表示」の運用基準について（昭和四八年公取委事務局長通達一二号）……………	一六四
○「商品の原産国に関する不当な表示」の原産国の定義に関する運用細則（昭和四八年公取委事務局長通達一四号）……………	一六七
○「商品の原産国に関する不当な表示」の衣料品の表示に関する運用細則（昭和四八年公取委事務局長通達一五号）……………	一六九

・原産国表示に関する問合せについて（回答 昭和四九年公大取八〇二号）	一七二
・緑茶の原産国表示の適正化について（要望 昭和五〇年公取指五一八号）	一七六
・腕時計に関する原産国の定義について（回答 昭和四九年公取指一八三号）	一七八
・回線切換器の原産国表示について（回答 平成一五年一月一日公取委）	一七九
・釣糸の原産国表示について（回答 平成二〇年五月二七日公取委）	一八〇
・つむぎの表示の適正化について「大島紬」（要望 昭和五〇年公取指六五〓六八号）	一八二
・つむぎの表示の適正化について「越後紬」（要望 昭和五一年公取監五九九号）	一八七
〈無果汁〉	
◎無果汁の清涼飲料水等についての表示（昭和四八年公取委告示四号）	一八八
○「無果汁の清涼飲料水等についての表示」に関する運用基準について（昭和四八年公取委事務局長通達六号）	一八九
〈消費者信用〉	
◎消費者信用の融資費用に関する不当な表示（昭和五五年公取委告示一三号）	一九一

○「消費者信用の融資費用に関する不当な表示」の運用基準（昭和五五年公取委事務局長通達八号）	一九二
〈おとり広告〉	
◎おとり広告に関する表示（平成五年公取委告示一七号）	一九四
○「おとり広告に関する表示」等の運用基準（平成五年公取委事務局長通達六号）	一九五
〈不動産のおとり広告〉	
◎不動産のおとり広告に関する表示（昭和五五年公取委告示一四号）	二〇一
○「不動産のおとり広告に関する表示」の運用基準（昭和五五年公取委事務局長通達九号）	二〇一
〈有料老人ホーム〉	
◎有料老人ホームに関する不当な表示（平成一六年公取委告示三号）	二〇三
○「有料老人ホームに関する不当な表示」の運用基準（平成一六年公取委事務局長通達一一号）	二〇五
・有料老人ホームの表示の適正化について（要望 平成五年公取監二三四号）	二一五
（一）一般	
〈不実証広告〉	
○不当景品類及び不当表示防止法第七条第二項の運用指針―不実証広告規制に関する指針―（平成一五年一〇月二八日公取委）	二一七

〈不当な価格表示〉

- 不当な価格表示についての景品表示法上の考え方（平成二二年六月三〇日公取委）……………二二二〇
- 将来の販売価格を比較対照価格とする二重価格表示に対する執行方針（令和二年二月二五日消費者庁）……………二二五〇
- ・価格表示についての不当景品類及び不当表示防止法の運用について（きずもの価格表示―おとり広告）（回答 昭和四〇年公取取二三九号）……………二二六〇
- 不当な割賦販売価格等の表示に関する不当景品類及び不当表示防止法第五条第二号の運用基準（昭和四七年公取委事務局長通達二号）……………二二六二
- 希望小売価格の表示について（通知 昭和六三年公取流一一号）……………二二六九
- 改正消費税法に基づく「総額表示方式」の実施に当たっての独占禁止法及び関係法令に関するQ&Aについて（抄）（平成一五年二月三日公取委）……………二二七〇
- 消費税率の引上げ及び地方消費税の導入に伴う転嫁・表示に関する独占禁止法及び関係法令の考え方（抄）（平成八年二月二五日公取委）……………二二七四
- 総額表示義務に関する消費税法の特例に係る不当景品類及び不当表示防止法の適用除外について……………二二七九

ての考え方（平成二五年九月一〇日消費者庁）……………二二七七

○消費税の転嫁を阻害する表示に関する考え方（平成二五年九月一〇日消費者庁）……………二二八一

〈比較広告〉

○比較広告に関する景品表示法上の考え方（昭和六二年四月二一日公取委事務局）……………二二九一

〈電子商取引〉

○消費者向け電子商取引における表示についての景品表示法上の問題点と留意事項（平成一四年六月五日公取委）……………二二九七

○インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項（平成二三年一〇月二八日消費者庁）……………三二一七

・〇〇株式会社への要請について（平成二六年四月三〇日消費者庁）……………三三三三

〈業種別〉

〈食料品〉

○肉組織状植物蛋白を混合した食品の表示について（通知 昭和五一年公取指二六号）……………三三三六

・「成型肉」に関する表示の周知徹底について（要望 昭和五六年公取指六三〇号）……………三三三八

・輸入食肉の表示について（回答 平成五年公取指八一号）……………三三三九

・ソーセージの手造り等の表示について（要望 昭和六二年公取監二〇六号）	三三一
・みりんの表示について（要望 昭和五〇年公取 監六七六号）	三四二
・だしの素の表示について（要望 昭和四六年公 取景一二九二号）	三四三
・混和糖の不当表示について（要望 昭和四四年 公取景五四号）	三四四
・手焼せんべいの表示について（要望 昭和五二 年公仙総四六八号）	三四四
・もちの製造業者による原材料の不当な表示につ いて（要望 昭和五八年公取監五二一号）	三四五
・手打ちラーメンの表示について（要望 昭和四 七年公仙総三三二二号）	三四六
・「岩のり」と称するつくた煮の表示について（要 望 昭和五九年公取監七三七号）	三四七
・たくあんの「無添加」表示について（要望 昭 和六一年公取監五一号）	三四八
・擬似加工食品の商品名等表示の適正化について （要望 昭和五九年公取監一三七号）	三四九
・清涼飲料水のアルカリ性との表示について（要 望 昭和六〇年公取監一三二二号）	三五〇
・「ミネラル麦茶」等と称する水出し麦茶の表示	三五一

について（要望 昭和六〇年公取監一五七号）	三五二
・中国茶の瘦身効果等についての表示（要望 昭 和六一年公取監七一号）	三五三
○瘦身効果等を標ぼうするいわゆる健康食品の広 告等について（通知 昭和六〇年公取指一三〇 号）	三五四
○健康食品に関する景品表示法及び健康増進法上 の留意事項について（平成二八年六月三〇日消 費者庁）	三六四
・豆腐の表示の適正化について（要望 平成五年 公部取二一・二二号）	四二二
○飲用海洋深層水の表示について（平成一三年一 二月五日公取委）	四二二
○いわゆる「ノンアルコール飲料」の表示の適正 化について（平成一五年七月一四日公取委事務 総局）	四二五
○メニュー・料理等の食品表示に係る景品表示法 上の考え方について（平成二六年三月二八日消 費者庁）	四一六
○〇〇株式会社に対する景品表示法に基づく措置 命令及び特定保健用食品等に関する景品表示法 の取組について（平成二九年二月一四日消費者 庁）	四四九

- 「機能性表示食品に対する食品表示等関係法令に基づく事後的規制（事後チェック）の透明性の確保等に関する指針」（事後チェック指針）の策定について（令和二年三月二四日消費者庁）……………四五〇

〈家庭用品等〉

- ・和装身廻り品の「正絹」等の表示について（要望 昭和四七年公取景監三四三〜三四五号）……………四六四
- ・眼鏡の価格表示について（要望 昭和五六年公取監五〇八号）……………四六五
- ・腕時計の価格表示について（要望 昭和五七年公取監六四一号）……………四六六
- ・腕時計のメーカー希望小売価格撤廃の際の周知徹底等について（要望 昭和五八年公取監六九四号）……………四六七
- ・家具の価格及び品質に関する表示について（要望 昭和五九年公取監七八九号）……………四六八
- ・ハイオクタンガソリンの表示について（要望 昭和四五年公取景八九一号）……………四七〇
- ・チェンソーの振動に関する表示の適正化について（要望 昭和五一年公取指三号）……………四七一
- ・石油ストーブの広告表示について（要望 昭和五六年公取監二七七号）……………四七二
- ・コンパクトカメラのパンフレットの表示の適正

- 化について（要望 昭和六二年公取監一六八号）……………四七三
- ・カメラの附属品の不当表示について（要望 昭和四八年公取監四二一号）……………四七四
- ・油性マージングペンの耐水性、付着性等の表示について（要望 昭和六〇年公取監二六八号）……………四七五

〈家庭電気製品〉

- ・家庭電気製品のメーカー希望小売価格撤廃の際の周知方法等について（要望 昭和五八年公取監九四八号）……………四七六
- ・家庭電気製品の撤廃されたメーカー希望小売価格を用いる不当な二重価格表示について（要望 平成五年公取監一四九号）……………四七七
- ・家庭電気製品の価格表示の適正化について（要望 平成一五年公取消一五九号）……………四七七

〈不動産業〉

- 国土利用計画法の施行に伴う不動産広告の取扱いについて（通知 昭和四九年公取指九四二〜九四四号・昭和五〇年公取指八二二号）……………四八〇
- ・不動産の取引に関する新聞折り込み広告、新聞広告等について（要望 昭和四四年公取景七〇八号）……………四八三
- ・住宅供給公社に対する景品表示法の適用について（要望 昭和四七年公取監六二一号）……………四八五

・別荘用分譲地の所在地等の表示について（要望 昭和四八年公取監六六二号）	四八六
・分譲共同住宅等に関する広告について（「広告内 容の変更」（要望 昭和四九年公取指三〇号）	四八七
〈サービス業等〉	
・ゴルフコースの名称について（回答 昭和五二 年公取指九一五号）	四八八
・車検整備料金の不当表示について（要望 昭和 四九年公取監六九七号）	四八九
・冠婚葬祭互助会の役務の内容等に関する不当表 示（要望 昭和五四年公取監六四号）	四九〇
・宿泊旅行のサービス等の不当表示について（要 望 昭和五七年公取監三五四号）	四九一
・旅行業の景品類の提供及び取引条件等の表示に ついて（要望 昭和五八年公取監二四九号）	四九二
・学習塾による合格者数の表示の適正化について （要望 昭和六〇年公取監一一〇号）	四九三
・エステティックサロンの表示の適正化について （要望 昭和六二年公取監二二三号）	四九三
・保険商品の新聞広告等における表示について （平成一五年五月九日公取委）	四九七
・時間貸し駐車場の料金表示について（平成二九 年一二月二五日消費者庁）	五一〇
・百貨店等提携クレジットカードに係る役務のポ イント還元率の広告表示に係る留意点について （令和元年七月八日消費者庁）	五二二
〈その他〉	
・通信販売広告について（要望 昭和四二年公取 景一四〇五号）	五二四
・通信販売の表示の適正化について（要望 昭和 六二年公取監三二二号）	五二五
・瘦身効果を標ぼうする衣料品の表示の適正化に ついて（要望 昭和六三年公取監二五二号他）	五二六
・全国消費者連合会の推薦する優良店としての推 薦証 [㊦] ステッカー等の店頭における表示の改善 について（要望 昭和四八年公取監七一七号）	五二八
・テレビによるバーゲンコーナー等の不当表示に ついて（要望 昭和四九年公取監四〇二号）	五二九
・ [△] 参考 [▽] ダイヤモンドの販売に関する表示の表 現基準について（日本百貨店協会 昭和四 九年六月二二日）	五三〇
（表示実態調査）	
・打消し表示に関する実態調査報告書（概要）（平 成二九年七月一四日消費者庁）	五三二
・打消し表示に関する表示方法及び表示内容に関 する留意点（実態調査報告書のまとめ）（平成三 〇年六月七日消費者庁）	五四〇

第五章 その他

・ 景品表示法違反行為に対する措置命令	五六七
・ 景品表示法違反行為に対する課徴金納付命令	五六八
・ 景品規制の概要	五六九
・ 不当表示の禁止概要	五七〇
・ 表示実態調査一覧(平成十二年度～令和元年度)	五七一
・ 景品表示法運用機関一覧	五七九
・ 公正競争規約一覧	五八六

● 法律

◎ 政令、内閣府令、省令、告示、規則

○ 通達、通知、ガイドライン

・ 回答、要望等

※ 法令中左記のものは、利用上の便宜を図るため編集上記載したものであり、原文にはこれらの記載はない。

一 条文中「」書きの説明

二 文章中の法令名・条番号等で、旧のまま改正されない

箇所の傍線